

三好市地域利便性施設（仮称）什器設計・製作等業務 委託仕様書

1. 業務名

三好市地域利便性施設（仮称）什器設計・製作等業務（以下「本業務」という。）

2. 業務の目的

三好市では、市が所有するサンライズビル跡地において、「居心地の良い まちの居間のような空間」をコンセプトに、街全体の居間のように誰もが気軽に使える空間で、三好の未来をつくる新しい核になり、多くの世代や多くの人々が「生活の場」「集いの場」「学びの場」として使用できる「三好市地域利便性施設（仮称）」の整備を進めている。

本業務の目的は、「三好市地域利便性施設（仮称）」を利用される方が、本市産木材等を使用した什器に触れ、その良さを実感することで、本市産木材等のアピールや木材利用の推進につなげることを目指す。

3. 仕様書の意義

本業務の参加者は、本仕様書における要求水準を満たした上で、本業務に関する提案を行うことができる。また受託者は、本業務の履行期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。

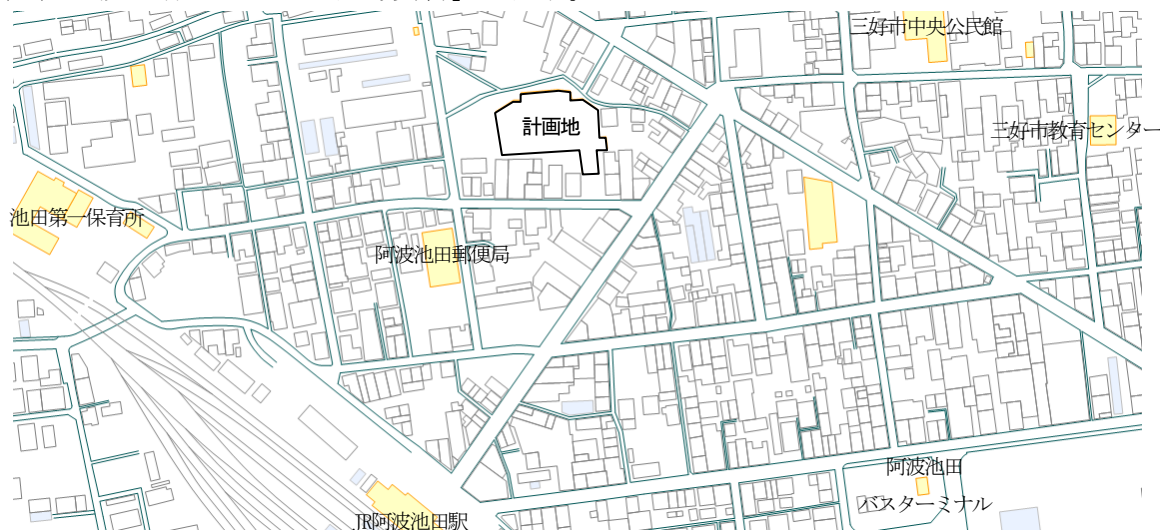
4. 履行期限

契約締結の日から令和6年9月30日まで（予定）とする。

什器の納品（配置）は契約締結の日から令和6年8月31日まで（予定）とする。

5. 計画施設概要

- (1) 敷地番地： 徳島県三好市池田町マチ2182番地3、2183番地、2184番地2 他  
位置図は下記のとおり。
- (2) 施設内容： 別添「参考資料」を参照。



## 6. 委託業務の内容

### (1) 什器レイアウト計画及び什器の設計等

「什器レイアウト計画（案）」及び「什器設計（案）」並びに「什器製作工程計画（案）」を提案し、市と協議のうえ、市の承認を受けること。本業務と並行して必要となる本市産木材等を確保すること。

### (2) 什器製作

市の承認を受けた什器の設計内容及び什器製作工程計画に基づき、必要となる本市産木材等を仕入れ、什器の製作を行うこと。なお、本市産木材等の仕入れについては、事前に市に対し樹種や数量等を記した「使用材計画書」を提出し、市の承認を得ておくとともに、市内の製材所等にて仕入れを行うこと。

### (3) イメージパースの作成

外観からの内部の什器等の透視したものを1パターン以上、また内部イメージパースを1パターン以上の計2パターン以上の案を市と協議のうえ作成し、市の承認を受け納品すること。

### (4) 製作什器の搬入、配置

製作した什器について、市の確認を受けた後、市と日程調整を行ったうえで、市が指定する場所に什器レイアウト計画に基づき、搬入し配置すること。なお、配置においても市の確認を受け、市から指摘等あった場合は配置の修正を図ること。

### (5) 打合せ協議

業務の打合せは、業務着手時及び成果品納入時のほか、市や受注者が業務の遂行上、必要と判断された場合は随時打合せ（コロナ感染拡大の抑止等の観点からのウェブ会議を含む）を行うものとする。

打合せ協議記録簿は、打合せ協議後、速やかに作成し、相互確認のうえ、市に提出する。なお、業務着手時及び成果品納入時の打合せには、管理技術者を同席させるものとする。

## 7. 仕様等

### (1) 資材

①本市産木材を使用すること。ただし、部材の一部を木材以外で製作することも可とする。使用樹種については、本件プロポーザルで提案した内容を基本として、業務開始後、市と協議し、市の承認を得ること。

②製作するすべての什器の木材部分における使用量（ $m^3$ ）の50%以上は本市産木材を使用するよう目指すこと。他の木材も使用する場合は徳島県産又は四国内の木材を使用すること。また、本市産木材の使用箇所は通常使用する状態において可視できること。

なお、業務履行過程において、本市産木材が什器としての安全性、品質等が確保できないなど合理的かつ客観的な理由により判断される場合は、協議において使用量の割合を変更できるものとする。

### (2) 種類及び数量

#### ①必須提案

製作する什器の必須提案は、別紙「品目及び数量等」のとおりとする。

なお、提案するデザインや寸法等については、別紙「品目及び数量等」及び「参考資料」を基に、

受注者が提案するものとする。

## ②自由提案

本業務で指定する什器以外に、本プロポーザルの目的達成のために必要と考えられる什器製作を提案することも可とする。ただし、必須提案及び自由提案を含めて、委託料上限額内で可能な什器製作とすること。その際、製作するすべての什器の木材部分における使用量（ $\text{m}^3$ ）の50%以上は本市産木材を使用するよう目指すこと。他の木材も使用する場合は徳島県産又は四国内の木材を使用すること。また、本市産木材の使用箇所は通常使用する状態において可視できること。

なお、業務履行過程において、本市産木材が什器としての安全性、品質等が確保できないなど合理的かつ客観的な理由により判断される場合は、協議において使用量の割合を変更できるものとする。

## 8. 成果品に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。著作権、肖像権等に関して、権利者の承諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (2) 本業務に使用するイラスト等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを補償し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された際の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 9. 注意事項

- (1) 各業務の実施にあたっては、発注者との間で十分な事前協議及び事後報告を実施すること。
- (2) 受託者は、仕様書の明記がない場合であっても、業務目的の遂行にあたり、必要と認められる業務は、委託者と協議のうえ、誠実に履行するものとする。
- (3) 受託者は、三好市個人情報保護条例（平成18年3月条例第13号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、三好市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、三好市と協議を行うこと。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。

以上